

平成27年度第1回鹿沼市入札適正化委員会の概要

- 1 目的 本市が発注する建設工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を高めるとともに、入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を確保する。

- 2 開催日 平成27年8月31日（月） 午前9時45分

- 3 開催場所 鹿沼市役所本庁舎3階 常任委員会室

- 4 出席委員 委員長 高田悦夫
委員 前橋明朗
委員 貝塚美浩

- 5 審議対象期間 平成26年6月1日から平成27年5月31日

- 6 対象案件 総数 242件
抽出案件 6件
（内訳）事後審査型条件付き一般競争入札 4件
随意契約 2件

- 7 協議事項
委員長の互選について
事務局から、鹿沼市入札適正化委員会条例第5条第1項に基づき、委員の互選により委員長を選任するよう説明があり、高田氏が選任された。

議事等の概要

1 協議事項

(1) 委員長職務代理の指名について

鹿沼市入札適正化委員会条例第5条第3項に基づき、委員長が前橋委員を指名した。

2 報告事項

(1) 発注状況について

事務局から、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの発注状況について説明。

(2) 指名停止の運用状況について

事務局から、5件の指名停止の運用状況について説明。

(3) 談合情報対応状況について

事務局から、審査対象期間内において、談合情報は無かった旨報告。

(4) 抽出結果報告

高田委員より、抽出工事を選定した理由について、鹿沼市入札適正化委員会条例第2条第2号の規定による公共工事の抽出は、事後審査型条件付き一般競争入札の中から契約金額或いは落札率が高いもの6件を抽出した旨報告。

4 審議事項

(1) 「千渡雨水第三調整池建設工事その2」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市深津
- ・ 環境部下水道施設課発注

(2) 「千手山公園市民プールリニューアル工事（建築工事）」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市千手町
- ・ 都市建設部土木課発注

(3) 「南押原コミュニティセンター改築工事（建築工事）」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市楡木町
- ・ 都市建設部建築課発注

(4) 「消防救急デジタル無線整備工事」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市上殿町外
- ・ 消防本部通信指令課発注

(5) 「高機能消防指令センターシステム改修工事（消防救急デジタル無線対応改修）」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市上殿町520-1地内外
- ・ 消防本部通信指令課発注

(6) 「鹿沼市環境クリーンセンター基幹的設備改良工事」について

- ・ 工事箇所 鹿沼市上殿町
- ・ 環境部清掃課発注

⇒すべての審議案件について、入札は適正に執行されたことが確認された。

5 抽出案件についての主な質疑

<審議案件（１）について>

委員 昨年度「千渡雨水第三調整池建設工事その２」を発注しているが、その前の年度に「千渡雨水第三調整池建設工事その１」を発注している。違いは何か。

工事担当 「千渡雨水第三調整池」を３分割して発注するうちの２期目という位置づけであるので、内容的な違いは無い。

委員 「千渡雨水第三調整池建設工事」のトータルの工事価格としては、今回の発注額１億８千万円の３倍という理解でよいか。

工事担当 よい。

委員 ３期目の工事はいつごろの発注を予定しているか。

工事担当 今年度の発注予定である。

委員 「千渡雨水第三調整池建設工事その２」を受注業者が、「千渡雨水第三調整池」の設計をした業者と資本又は人事面において関連はないとのことであるが、それは「千渡雨水第三調整池建設工事その１」の受注業者においても同じか。また、今年度、３期目の工事を発注予定とのことであるが、その工事を受注する業者においても関連がないことが条件になるのか。

事務局 「千渡雨水第三調整池建設工事その１」の受注業者においても、３期目の工事においても、「千渡雨水第三調整池」の設計をした業者と資本又は人事面において関連がないことが条件である

委員 ３分割ということだが、「千渡雨水第三調整池建設工事」という一つの工事を完全に３つに分けることは可能なのか。

工事担当 可能である。

委員 入札参加資格の条件として、特定建設業者となっているが、受注した業者が３，０００万円以上の工事を下請けに出した場合、担当者は下請け業者まで把握しているのか。

工事担当 施工体制台帳を提出してもらっているので、そこで把握している。

委員 この入札に応札した受注業者以外の６社が、受注業者の下請けとなる可能性はあるか。

事務局 一般競争入札であるので、受注業者以外の６社が下請けする可能性はある。

<審議案件（２）について>

委員 入札方式別発注工事一覧表では当該工事の等級は「特Ａ」となっているが、抽出事案説明書では「Ａ及びＢ」となっているのはなぜか。

事務局 抽出事案説明書では公告時に対象となった等級を記載しており、入札方式

別発注工事一覧表では実際に請け負った業者が、特定建設業許可を持つAランクの業者という意味で「特A」と記載したものである。

委員 当該案件について、落札業者以外はほぼ予定価格に近い金額を入れていて、どの業者も近い金額を入れている。どのような状況で似たような金額になってしまうのか。

事務局 一般的な話になるが、本市においては予定価格の事前公表もしているし、設計書の中に公表単価も掲載されているので、いずれの業者も積算ソフトによって、予定価格に近い値の算出は可能である。

しかし、入札においては、積算ソフトで算出された額を入れるのではなく、材料の仕入れ値等により実行予算を組んだ上で、儲け等も勘案しながら、入札額を決定している。その過程を経た結果、各社似たような金額になってしまったということである。

<審議案件（3）について>

委員 本体工事が1億6千万円とのことだが、外構工事は含んでいるのか。

工事担当 外構工事については、段階に分けて発注する予定である。現在は、本体工事が終わり、建物の周りの外構工事を施工中である。

委員 先日、新しいコミュニティセンターの施設見学をさせてもらったが、会議室等の机やイスの収納スペースや、備品等を収納する場所が無いように思うが、どのように考えているか。

工事担当 まず、机やイスの収納については、会議室の空いているところに置くことになっている。その他の備品関係は、市民活動支援課で物置を発注し、敷地の隅に設置する予定である。

<審議案件（4）、（5）について>

委員 審議案件（5）の「高機能消防指令センターシステム改修工事（消防救急デジタル無線対応改修）」は、119番受信システムの改修ということか。

工事担当 そうである。

国の法令により、平成28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式に移行することとされており、消防指令センターシステムでデジタル無線を送受信できるようにシステムを改修するための工事である。

委員 審議案件（5）の工事は、実際にはシステム改修だけであり、建屋の中の配線等は工事しないということか。

工事担当 建屋の中に無線や電気配線等の配管があり、そちらの工事もする。

委員 審議案件（4）について、予定価格は公表しているのか。

工事担当 予定価格の事前公表はしている。

委員 審議案件（４）と審議案件（５）の落札業者について、関連があるのか。

工事担当 関連はない。

委員 審議案件（４）と審議案件（５）の工事は独立して施工しているということとでよいか。

事務局 そうである。

委員 審議案件（５）について、「一般競争入札・指名競争入札・随意契約結果報告書」には平成２６年１２月１５日入札と記載してあるが、「入札方式別発注工事一覧表」には平成２６年１１月２７日入札とある。どちらが正しいのか。

事務局 平成２６年１１月２７日入札が正しいので、お詫びして訂正する。

<審議案件（６）について>

委員 実績のある業者が４社あるのに、３社が辞退した経過の説明を求める。

工事担当 参加資格として、一つ目は特定建設業の許可があること、二つ目は鹿沼市の競争入札参加資格者であり、清掃施設工事業に登録してあること、三つ目は本市における清掃施設工事の格付けがＡ及びＢであることとし、当該条件を満たす業者は３１社あった。さらに、焼却能力が１炉あたり７５ｔの新規建設工事や大規模改修工事の実績の有無と、環境省の循環型社会形成推進交付金事業の受注実績の有無の調査を行い、すべての条件を満たす業者は３１社中４社であり、この４社による指名競争入札の手続を開始したが、３社から辞退届が提出された。

委員 ４社は鹿沼市に本店があるのか。

工事担当 全部県外業者である。専門的な工種であるので、鹿沼市内には業者はいない。

委員 進捗状況はどのようになっているか。

工事担当 平成２６年度の進捗率は１５％を予定していたが、実際には工場製作のみであったので、進捗率としては７％であった。残りは平成２７年度に施工する。

委員 執行できなかった８％分の予算はどのようにしているのか。

工事担当 平成２６年度から２か年の継続費としている。

事務局 執行できなかった８％分の残りについては、翌年度に逡次繰越をしている。